

東胆振スープレシピ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東胆振地域ブランド創造協議会（以下、「当協議会」という。）が考案した東胆振スープレシピ（以下「レシピ」という。）を使用し、製造又は販売する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 東胆振地域（苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町）のPRに寄与することを目的とする。

(申請)

第3条 本レシピの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 東胆振スープレシピ使用申請書（様式第1号）
- (2) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料（任意様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類。

(承認)

第4条 会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、レシピを提供することが適当と認められるときは、申請者に東胆振スープレシピ使用承認書（様式第2号）により通知する。

2 会長が必要と認めるときには、前項の使用承認に際して、レシピの使用方法等についての条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に基づく使用承認をしないものとする。

- (1) 第2条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 東胆振地域の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (8) レシピの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) レシピを変更、改変するとき。
- (10) レシピを使用することなく、名称のみを使用するとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、承認しないものとするときは、東胆振スープレシピ使用未承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用承認期間)

第6条 レシピの使用承認期間は、第3条の規定に基づく書類の提出があった年度の3月31日までとする。ただし、第4条の規定により使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）又は会長のどちら

か一方からの申し出がない限り、本承認期間は自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(使用料)

第7条 レシピの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 本要綱第4条に基づく承認を得た申請者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された事業所でのみ使用すること。
- (2) レシピで定める材料等により製造し、その内容を改変しないこと。
- (3) 商品の名称は「東胆振スープ」とすること。
- (4) 商品を販売する際は、当協議会のロゴ(別表)をメニュー表等に表示すること。
- (5) レシピを公開し、又は第3者に提供しないこと。
- (6) 第4条の規定により使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (7) レシピに関する一切の権利は当協議会に属する。
- (8) 会長からレシピの使用状況等の調査請求があった際には、応じなければならない。

(使用承認の取消)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
 - (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他レシピの使用継続が不相当であると認められたとき。
- 2 前項の規定により、使用承認を取り消すときは、東胆振スープレシピ使承認取消通知書(様式第4号)(以下「取消通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 3 使用者は、取消通知書を受領した日からレシピを使用した製造又は販売等を行うことができない。
- 4 使用者は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害については、当協議会に対して賠償請求できないものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第11条 会長は、この要綱に基づく使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 会長は、レシピの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、レシピを使用したスープ等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うものとする。
- 3 使用者は、レシピの使用に際して故意又は過失により会長に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(地位の承継)

第13条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(情報公開)

第14条 会長は、レシピの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、レシピの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、東胆振地域ブランド創造協議会事務局が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、レシピの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から適用する。

(別表)



様式第1号

東胆振スープレシピ使用申請書

年 月 日

東胆振地域ブランド創造協議会

会長 岩倉 博文 様

(申請者) 住 所 〒

名 称

代表者名

印

東胆振スープレシピを使用し、製造、販売したいので、東胆振スープレシピ使用取扱要綱第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

| | |
|-------------------------|--|
| 使 用 レ シ ピ (使用するものに○) | 1.ミネストローネ 2.スープカレー 3.クリームスープ |
| 販 売 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 販 売 場 所 | |
| 担 当 者 連 絡 先 | 住 所 : 氏 名 : 電 話 : レシピ送付先 : ※郵送以外をご希望の場合、FAX またはメールアドレスをご記入ください |

<添付書類>

- 1 会社概要等の事業内容がわかる資料
- 2 その他会長が必要と認めたもの

様式第 2 号

年 月 日

<郵便番号>
<住所>
<申請者名称>
<代表者名> 様

東胆振地域ブランド創造協議会
会長 岩倉 博文

東胆振スープレシピ使用承認書

____年 ____月 ____日付けで提出のあった申請について、東胆振スープレシピ使用取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により使用承認したことを下記のとおり通知します。

記

| | | |
|---------------------|--|-----|
| 使用レシピ (使用するものに○) | 1.ミネストローネ 2.スープカレー 3.クリームスープ | |
| 販売期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 販売場所 | | |
| 使用者 | 住所 | 〒 - |
| | 名称 | |
| | 代表者 | |
| 備考 | ● 延長しない旨の申し出がない限り、本承認期間は自動的に 1 年間延長されます。 | |

様式第3号

東胆振スープレシピ使用未承認通知書

年 月 日

<申請者名称>

<代表者名> 様

東胆振地域ブランド創造協議会

会長 岩倉 博文

_____年_____月_____日付けで提出のあった申請について、東胆振スープレシピ使用取扱要綱第5条第2項の規定により使用承認をしないことを、下記のとおり通知します。

記

| | | |
|-----|-----|---------|
| 申請者 | 住所 | 〒 _____ |
| | 名称 | |
| | 代表者 | |
| 事由 | | |

様式第4号

東胆振スープレシピ使用承認取消通知書

年 月 日

<使用者名称>

<代表者名> 様

東胆振地域ブランド創造協議会

会長 岩倉 博文

_____年_____月_____日付けの承認について、東胆振スープレシピ使用取扱要綱第9条第2項の規定により使用承認を取り消すことを、下記のとおり通知します。

記

| | | |
|-------|-------|---------|
| 使 用 者 | 住 所 | 〒 _____ |
| | 名 称 | |
| | 代 表 者 | |
| 事 由 | | |